

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 積立金管理規程

(平成30年3月9日制定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の財源基盤の強化及び特定の目的の費用又は損失に備えるため、積立金を計画的に管理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(積立金の種類及び目的)

第2条 積立金の種類及び目的は、次のとおりとする。

- (1) 市社協退職共済積立金 本会職員退職手当に関する規程第2条第3項に規定する再就職職員等が退職した場合に支給する退職金の財源とする。
- (2) 運営資金積立金 財務調整的機能を持ち、本会の組織運営及び活動等運営資金の財源とする。
- (3) 備品等購入積立金 器具備品、車両運搬具及び機械・装置等固定資産の整備又は更新の財源とする。

(積立て)

第3条 毎会計年度における資金収支予算書に計上し、理事会及び評議員会の承認を得て積立てるものとする。

(積立金の管理)

第4条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 積立金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(積立金の処分)

第5条 積立金は、第2条に定める目的に該当する場合に、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受け、その一部又は全部を取り崩し処分することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第3号に定める積立金については、やむを得ない事由があった場合に限り、積立金の一部又は全部を取り崩し処分することができる。この場合において、会長は本会経理規程第20条第3項の規定により、直近で開催する理事会及び評議員会において報告し、承認を受けなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、積立金に関して必要な事項は、会長が別

に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。